

名古屋市移動支援事業実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、名古屋市移動支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に関して、必要な事項を定める。

(移動支援の対象とする社会生活上必要不可欠な外出の内容)

第 2 条 要綱第 4 条第 1 項第 1 号に定める社会生活上必要不可欠な外出は別表 1 のとおりとする。

- 2 目的地での移動が必要な場合は、継続して介護を受けることを可能とする。ただし、社会福祉施設や学校など、指導員や介助員等が配置されている目的地においては、継続して介護を受けることは不可とする。また、医療機関内や理美容院内における移動等の介護は原則、受けることを不可とするが、区長が認める場合には、継続して介護を受けることを可能とする。なお、医療機関における診察又は医療を受けている間の利用は原則、認められない。ただし、区長が認める場合で、意思疎通が困難な障害者等が医療従事者との円滑なコミュニケーションを図るために意思疎通に係る支援を受けることは可能とする。

(移動支援における外出の方法)

第 3 条 移動支援は次の各号に掲げるいずれかの方法により提供されるものとする。

- (1) 徒歩、公共交通機関での移動
- (2) 乗車中にも介助が必要な方について、道路運送法の許可又は登録を受けた車両（タクシーや福祉有償運送等）での移動及び、保護者が運転する車など道路運送法の許可又は登録を要しない車両での移動

(2 人介護における定義)

第 4 条 2 人介護対象者とは、厚生労働大臣が定める要件（厚生労働省告示第 546 号）に規定する第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し、区長が認めるものとする。

(削除)

第 5 条 削除

(重度訪問介護利用者の大学修学支援)

第 6 条 要綱別表第 1（第 6 条関係）に定める大学修学支援事業対象者が、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校及び各種学校（以下「大学等」という。）に修学するにあたり、大学等が当該対象者の修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等の敷地

内（大学等の単位取得にかかる実習先を含む）における身体介護等（以下「支援」という。）を提供する。

- 2 要綱別表第1（第6条関係）に定める大学修学支援事業対象者は、次の各号の要件を満たすこととする。
 - （1）重度訪問介護の対象となる者。
 - （2）入学後に停学その他の処分を受けていない者。
 - （3）入学後に病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由なく前年度の取得単位数が皆無若しくは極めて少ないなど、学習の意欲に欠ける者でない者。
- 3 第1項に定める事項は、要綱第4条第1項第1号に定める社会生活上必要不可欠な外出とする。
- 4 第1項に定める事項は、大学等が対象者に対する修学にかかる支援体制を構築できるまでの間において支援を提供するものであることから、修学先の大学等については次の各号の要件を満たすこととする。
 - （1）障害のある学生の支援について協議、検討や意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署、相談窓口が設置されていること。
 - （2）大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。
- 5 第1項に定める事項にかかる利用の申請があつた場合又は前年度に利用をしていた者から継続的な利用にかかる申請があつた場合は、次の各号の書面の提出を求め、就学先の大学が前項の要件を満たすことを確認するとともに、必要な助言を行う。
 - （1）重度訪問介護利用者の支援体制構築に向けた計画書（様式第1号）。
 - （2）重度訪問介護利用者の支援体制構築に向けた計画の実施状況報告書（様式第2号）。ただし、継続的な利用にかかる申請があつた場合に限る。
 - （3）障害者に対する支援体制状況に関する確認書（様式第3号）。
 - （4）委員会の開催状況及び議事が確認できる書類。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

外出先	障害者	障害児（中高生）	障害児（小学生）	障害児（学齢未満児）
通所施設など社会福祉施設への通所	○	—	—	—
短期入所事業所	○	○	○	×
医療機関への通院	○	○	×	×
行政機関での手続き	○	×	×	×
郵便局・金融機関での手続き	○	×	×	×
食料品など日用品の買物	○	×	×	×
理美容院の利用	○	○	○	×
小学校、中学校、高等学校、大学※1 などへの通学	○	○	○	—
放課後等デイサービスへの通所	—	○	○	×
学童保育所、トワイライトスクール、保育園、幼稚園、児童発達支援事業所※2	—	—	○	○
その他冠婚葬祭などの社会生活上必要不可欠な外出	○	×	×	×

※1…重度訪問介護利用者の大学修学支援を含む。

※2…児童発達支援センター及び児童発達支援。